

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令に基づく特定  
事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第  
318号)第1条第2項の規定に基づき、地方公共団体の機関、その長又はそ  
の職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に  
掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

男鹿地区消防一部事務組合 消防長	男鹿地区消防一部事務組合消防長が任命する職員
---------------------	------------------------

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。